



国保年金課からのお知らせ

## ●後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに見直しすることとなっています。この度、平成24・25年度の保険料率と平成24年度の軽減措置が決定しましたのでお知らせします。なお、平成24年度の保険料額は7月にお知らせします。

### ■平成24・25年度の保険料率

◎被保険者均等割額 47,474円 ◎所得割率 9.45%

※保険料の上限額が50万円から55万円に改定されました。

### ■平成24年度軽減措置

①世帯の所得水準によって「均等割額(47,474円)」が、次のとおり軽減されます。

- ◇ 33万円+(35万円×世帯の被保険者数)を超えない世帯→2割軽減
- ◇ 33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者数)を超えない世帯→5割軽減
- ◇ 33万円を超えない世帯→8.5割軽減
- ◇ 33万円を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)世帯→9割軽減

②会社などで加入していた保険の扶養家族だった人は、均等割額が9割軽減されます。

③所得割額を負担する人のうち、賦課のもととなる所得が58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

## ●保険料を年金から差し引きます(特別徴収)

後期高齢者医療・国民健康保険の保険料の特別徴収対象者に4月上旬に通知書を送付します。対象となる人は次のとおりです。対象とならない納付方法による人には、後期高齢者医療は7月中旬に、国民健康保険は6月中旬に通知書を送付します。なお、以前に納付方法変更の届出をされた人は、引き続き口座から引き落とされます。

### ■後期高齢者医療

◎平成24年2月の年金から保険料を差し引かれた人

◎昨年10月1日までに後期高齢者医療制度の被保険者になられた人で、次の条件に当てはまる人

- 保険料が差し引かれる年金の受給額の年額が18万円以上
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、差し引かれる年金の受給額の2分の1を超えない

※平成23年10月2日から12月1日の間に加入された人は、6月から開始になります。

### ■国民健康保険

◎平成24年2月の年金から保険料を差し引かれた世帯主

### 特別徴収 Q & A

〈質問〉保険料は、後期高齢者医療は7月(国民健康保険は6月)に決まるのに4・6・8月に年金から差し引かれるのはなぜ?

〈回答〉年金の支給は年6回なので、保険料の決定まで差し引くのを止めると、年間保険料の分割回数が減り、差し引かれる1回分の額が多くなるためです。

※4・6・8月は、仮徴収額(平成24年2月の年金で特別徴収された額と同額、または平成22年中の所得で算定した額)を年金から差し引きます。

●問い合わせ先

国保年金課 国保係 (☎82・1177)

年金高齢医療係 (☎82・1209)